

札幌市地域活動保険①

■ 運用開始日

7月1日(土)

■ 目的

町内会の維持と活動の活性化を進めるための施策の一環として、町内会や自治会などで地域のボランティア活動を行う方が一層安心して活動に取り組んでいただくための制度

札幌市地域活動保険②

■ 対象

① 対象者

町内会・自治会など地域活動団体で地域活動を行う方など

② 対象となる活動

公益性のある奉仕活動で無報酬(交通費や謝礼は含まない)の活動など

■ 補償内容

① 傷害補償

活動中の事故でけがなどをした場合の補償

② 賠償責任補償

活動中に他人の身体や物に損害を与えた場合の補償

札幌市地域活動保険③

■ 加入手続き・保険料

札幌市が一括で手続きを行うとともに、保険料も札幌市が負担

■ 補償金の支払い手続き

事故が起きた場合は、市民文化局市民自治推進室
市民自治推進課（011-211-2253）まで連絡
※同課から手続き方法について説明

●札幌市地域活動保険の運用開始について

札幌市では、町内会や自治会などで地域のボランティア活動を行う皆さまが一層安心して地域活動に取り組めるようにすることを目的に、活動中の事故によるけがや、物損等の賠償責任が発生した際に補償金を支払う「札幌市地域活動保険」制度を 7 月 1 日から開始します。

本事業をはじめ、今後も町内会や自治会などの活動を将来にわたって支える取り組みを進め、安全・安心で暮らしやすい地域コミュニティの維持や、より豊かで明るく暮らしやすいまちづくりにつなげてまいります。

1 保険制度名称

札幌市地域活動保険(地域のボランティア活動保険)

2 制度開始日(保険適用開始日)

2023 年 7 月 1 日(土)

3 背景・目的

2023 年 4 月に施行となった「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」を受けて、町内会の維持と活動の活性化を進めるための施策の一環として、町内会や自治会の活動中の事故等の補償を行い、地域のボランティア活動を行う皆さまが一層安心して地域活動に取り組める環境を整備することを目的として実施するもの。

4 補償内容(詳細は別紙参照)

- (1) 傷害補償：活動中の事故でけがなどをした場合の補償
- (2) 賠償責任補償：活動中に他人の身体や物に損害を与えた場合の補償

5 保険制度の対象

2023 年 7 月 1 日以降の地域活動^{※1}のうち、次のいずれも満たす場合が対象。

なお、イベントの参加者(来場者)や運動会など競技の出場者、自助的な活動や親睦会など懇親を目的とした活動は対象外。

- (1) 町内会や自治会などの地域活動団体^{※2}で地域活動を行う方、または地域活動団体や市の募集に応じて地域活動を行う方
- (2) 市内に在住している方、または市内に通勤・通学している方
- (3) 公益性のある奉仕活動であること
- (4) 活動が無報酬であること(交通費や謝礼などの実費弁償相当は除く)
- (5) 政治・宗教・営利を目的とするものではないこと

※1 地域の催しやイベントの企画・運営、交通安全、清掃活動、見守り活動など

※2 自治会や町内会をはじめ、老人クラブや子ども会など、地域を基盤に活動する団体のこと

6 加入手続き・保険料

札幌市が一括で保険会社との契約手続きを行うとともに、保険料も札幌市が負担するため、町内会や自治会などによる加入手続きや保険料の負担は不要。

7 事故発生後の手続き

市民文化局市民自治推進室市民自治推進課に電話(211-2253)または E メール(shiminjichi@city.sapporo.jp)にて連絡の上、事故報告書(別紙様式)を提出。

【問い合わせ先】

市民文化局市民自治推進室市民自治推進課 川村、藤間
電話：211-2253、ファクス：218-5156

札幌市地域活動保険の補償内容

1 傷害補償

地域活動中（地域活動を行う場所と居住地との往復経路を含む。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、地域活動を行う方が死亡または負傷した場合に対象*。

区 分	限 度 額	内 容
死 亡	1 人 500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合
後 遺 障 害	1 人 20 万円～500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合
入 院	1 日 3,000 円（180 日限度）	傷害事故を原因として事故の日から 180 日以内に治療のために入院又は通院を要することとなった場合（実際にかかった費用ではなく日数で計算）
通 院	1 日 2,000 円（90 日限度）	
手 術	手術の程度に応じた定額	入院補償の対象となる場合に保険契約に定める額を補償

※ 熱中症（熱射病・日射病）および細菌性・ウイルス性食中毒を含む

2 賠償責任補償

地域活動を行う方の過失により、地域活動中の方または第三者の生命・身体・財物もしくは保管物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負った場合に対象。

区 分	限 度 額	内 容
身 体 賠 償	1 人 1 億円 1 事故 5 億円	他人の身体に損害を与えた場合
財 物 賠 償	1 事故 1,000 万円	他人の財物に損害を与えた場合
保 管 物 賠 償	1 事故 500 万円	他人からの預かり品や管理している物を滅失、き損、汚損などにより損害を与えた場合